

〔改善措置状況〕

大和川右岸堤防に設置された階段の手すりは、階段と手すりの間に約 40 cm 幅のスロープがあるため利用しづらいので、改善してほしい

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅宜紀）は、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 27 年 4 月 7 日、近畿地方整備局に対して、河川利用施設として堤防に階段手すりを整備する場合において、高齢者や障がい者が使いやすい構造となるよう利便性や安全性をあらかじめ検討した上で、設計案を住民に示すことなどをあっせんしました。

この結果、平成 27 年 5 月 8 日、近畿地方整備局から、①堤防に階段手すりを設置する場合には、高齢者や障がい者が使いやすい構造になるよう利便性や安全性を考慮し進める、②相談の対象となった仕様の階段（5 か所）については階段中央に手すりを設置する（うち 1 か所設置済み）旨の回答がありました。

【行政相談の要旨】

大和川右岸堤防の補強工事に伴い、堤防上の遊歩道へ上がるための階段が設置され、地元住民は大変喜んでいました。20 数年もバリケードで閉鎖されたままでしたが、今回、地元住民の長年の悲願であった階段が設置されたことは飛び上がるほどうれしいことでした。ただ、この階段に今多くの方が不満を述べています。手すりが使いづらいのです。両端に設けられた手すりは頑丈でしっかりしたものではありませんが、階段と手すりの間にスロープがあるため、手すりとは階段が離れており、高齢者や身体障がい者がうまく使えないのです。町内には養護老人ホームやリハビリセンターが数多くあり、介護の方の手助けを借りて堤防の上に上がってみたいという方はいっぱいいらっしゃいます。階段の真ん中にも手すりを設置し、全ての方がうまく階段を利用でき、大和川の景色を楽しめるようにしてほしい。

【当局のあっせん内容】

近畿地方整備局は、i) 河川空間が市街地における貴重な自然空間であり、まちづくりの重要な要素となっていること、ii) 高齢化が急速に進展し健康増進やリハビリテーションの目的などのため河川空間を散策等したいという高齢者等の要望がますます高まっていると考えられることを踏まえて、河川利用施設のバリアフリー化を促進する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 河川利用施設として堤防に階段手すりを整備する場合において、高齢者や障がい者が使いやすい構造になるよう利便性や安全性をあらかじめ検討した上で、設計案を地元住民に示すこと。
- 2 今回、相談の対象となった仕様の階段（5 か所）については、階段と手すりの間隔が空き過ぎているなど高齢者や障がい者の立場からみて使いづらい構造となっていると認められることから、階段中央部分に手すりを設置するなど具体的な改善策を検討すること。

【近畿地方整備局の回答要旨】

今後の改善措置として次のように実施する。

- 1 堤防手すりを設置する場合には、河川管理上の支障のない範囲で、地元住民の意向把握や、堤防周辺の状況を鑑みて高齢者や障がい者が使いやすい構造になるよう利便性や安全性を考慮し進める。
- 2 相談の対象となった階段 1 か所については、階段中央に手すりの設置を完了。同じ仕様の残り 4 か所についても、地元住民の意向を受け、階段中央への手すりの設置を予定。



(改善前)



(改善後)

【本件の問合せ先】近畿管区行政評価局 首席行政相談官（楠本） 電話：06-6941-8166